

病院をはじめとする医療機関の経営改善のための速やかな支援等を  
求める意見書（案）

病院をはじめとする医療機関の診療報酬は、令和6年6月に改定されたものの、その改定率は0.88%にとどまり、経営の安定化に資するものとはなっていない。

現在、長期間にわたり、光熱費、診療材料費、給食材料費だけでなく、清掃等の委託費、高額医療機器や工事関係費など幅広い分野にわたる物価高騰と、医療従事者的人件費の高騰が続いている、経営を極度に圧迫する状況が続いている。

令和7年3月に一般社団法人日本病院会等の6病院団体が調査した「2024年度診療報酬改定後の病院の経営状況」によれば、2024年度診療報酬改定後の病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率は悪化の傾向が認められたとされている。

首都圏に位置する本市では、物価高騰や人件費高騰の影響はさらに厳しく、収入を増やすための努力が物価高騰などによる支出増に到底追いつかない状況であり、経営の悪化は深刻である。

地域の医療体制を維持し、市民の生命と健康を守るために、病院をはじめとする医療機関の経営を安定化させ、さらに持続可能なものとすることは、喫緊の課題である。

現行の制度及び診療報酬では、経営が早晚立ち行かなくなるおそれがあり、地域の医療体制を守る病院をはじめとする医療機関の経営の改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と考える。

よって、国におかれては、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「社会保障関係費の伸びを高齢化の範囲内に抑制する」という国の財政フレームを見直し、いわゆる「骨太の方針2025」に基づき、「経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分」が加算されるよう、確実に実施すること。
- 2 診療報酬について、賃金・物価等の上昇に応じて、適切に対応する新たな仕組みを導入すること。
- 3 病院経営の基本となる診療報酬について、入院基本料を中心に速やかに改定すること。

4 病院をはじめとする医療機関の経営の現状を考慮し、地域医療を守るために、  
診療報酬改定や新たな仕組みの導入が実施されるまでの間、緊急的な財政支援  
を実施すること。

5 病院をはじめとする医療機関の診療報酬について、原則課税とするよう見直  
し、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決すること。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日 (議決年月日)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛て

横浜市会議長名